

## 申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

### 会場

上野合同庁舎(東京上野税務署) [\(案内図\)](#)

※ 本郷税務署、東京上野税務署及び浅草税務署との合同会場として開設します。

### 所在地

台東区池之端1-2-22

### 最寄り駅

JR上野駅 不忍口 徒歩12分

JR御徒町駅 北口 徒歩12分

京成線 京成上野駅 広小路口 徒歩10分

東京メトロ千代田線 湯島駅 1番出口 徒歩3分

東京メトロ銀座線 上野広小路駅 3番出口 徒歩10分

都営大江戸線 上野御徒町駅 A4出口 徒歩10分

### 開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は、東京国税局において相談・受付します。

### 開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から

### 3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 東京国税局 1階 [\(案内図\)](#)

所在地 中央区築地5-3-1

最寄り駅 都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 徒歩1分

東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分

東京メトロ日比谷線 築地駅 1・2番出口 徒歩8分

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

### 書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。  
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。詳しくは、[以下をご覧ください。](#)  
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)
- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655 東京都台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎)へ送付していただきますようお願いいたします。

### その他

- お車での来署はご遠慮ください。来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- 還付申告をされる方等については、上記開設期間の前でも、小石川税務署で相談を受け付けています。
- 小石川税務署では、譲渡所得(金地金、土地・建物又は一般株式の譲渡)及び贈与税の相談に対応できる職員は常駐していません。  
これらの相談が必要な場合には、曜日等に応じて次のとおり対応しております。  
【1月6日から2月14日(土日祝日除く)】  
**2月3日(月)、2月6日(木)、2月10日(月)、2月13日(木)・・・小石川署**  
**上記以外の日・・・本郷税務署**  
【2月17日から3月17日(土日祝日除く)】  
上記申告書作成会場(上野合同庁舎)にご来場下さい。